

## 現行法体系と資源循環・廃棄物管理法との比較

民主党循環社会WT

	現行法体系	資源循環・廃棄物管理法
循環法	循環型社会形成推進基本法 循環に関する原理・原則のみ定める	資源循環・廃棄物管理法 循環に関する原則と実体的規定を統合
廃棄物処理 リサイクル	廃棄物処理法 資源有効利用促進法 → カバーできない領域が生ずる	資源循環・廃棄物管理法に統合 → 漏れなくカバーできる
廃棄物の定義	汚物又は不要物(廃掃法2条) ただし、一般的には無価値とされる	廃棄しなければならないすべてのもの (有価・無価を問わない)
廃棄物の種類	産業廃棄物(政令で限定) 一般廃棄物(その他すべて)	事業系廃棄物(事業者からの廃棄物) 家庭系廃棄物(家庭からの廃棄物)
廃棄物処理施設	有価物のリサイクルを含まない → リサイクル施設に環境規制なし	廃棄物のリサイクル・処分を含む → リサイクル施設にも環境規制
有害物質対策	製造段階 自主的評価(基本法 20条)	使用禁止・回収・表示などの具体的措置
有害廃棄物	特別管理廃棄物(遮断型処分場で最終処分)	特定有害廃棄物(最終処分禁止)
処理の優先順位	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発生抑制</li> <li>2. 再使用</li> <li>3. 再生利用</li> <li>4. 熱回収</li> <li>5. 適正処分</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資源・エネルギー使用抑制</li> <li>2. 廃棄物の発生抑制</li> <li>3. 再使用</li> <li>4. 再利用</li> <li>5. 適正処理(熱回収を含む)</li> </ol>
優先順位の担保	ほとんどなし(指定製品が少ない)  <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長寿命化設計</li> <li>2. 部品等の再使用</li> </ol>	あり(ほとんどすべての製品が対象)  <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品アセスメントの義務化</li> <li>2. 製造禁止・規制</li> <li>3. 再使用率の設定</li> </ol>

	3. 自主回収	4. 引取・回収率の設定 5. デポジット 6. 熱利用への歯止め(焼却税等) 7. 最終処分への歯止め(埋立税等)
業・施設の許可	リサイクル業・施設 許可不要 処理業・施設 産業廃棄物 都道府県 一般廃棄物 市町村 運搬業 産業廃棄物 都道府県 一般廃棄物 市町村	リサイクル施設 届出 処理施設 市町村 運搬業 市町村
排出者責任	一般廃棄物 なし 産業廃棄物 適当に委託すればなし	家庭系廃棄物 適法排出で免責 事業系廃棄物 委託しても無過失責任
市民訴訟	ほとんど認められない	充実 廃棄物の認定制度 施設の許可に関する訴訟 改善命令・措置命令の義務づけ訴訟